

日本初のロングフルライフ訴訟？

(室月 淳 2014 年 4

月 18 日)



羊水検査の結果をあやまって伝えてしまった結果、ダウン症候群の子が生まれ、その子が TAM のために生後 3ヶ月でなくなったという事例がありました。ちょうど 1 年ほど前に新聞などで報道されましたので、ご存じのかたもおおいと思います。報道をうけてのわたし自身の意見もそのときに書かせていただきました。

- ・「「出産するか人工妊娠中絶するかを自己決定する機会を奪われた」訴訟における問題の本質とは(2013 年 6 月 1 日)
- ・「「出産するか人工妊娠中絶するかを自己決定する機会を奪われた」損害賠償請求に感じる違和感(2013 年 5 月 21 日)

現在、損害賠償請求の民事訴訟がすすんでいます。当初は、医師の過失により中絶の自己決定の機会を奪われた両親の精神的損害にたいする賠償請求という話でした。すなわち「ロングフルバース訴訟」と考えられていました。しかし最近あきらかになった原告側の訴状から、この裁判は日本初の「ロングフルライフ訴訟」となることがあきらかになりました。すなわち医師の過失

から子は避けられたはずの障害と苦痛にみちた人生を過ごし、そして亡くなった。その慰謝料を亡くなった子の代理として両親が提起したとのことです。

ここには実はむずかしい問題があります。医師に過失があったことはまちがいありませんが、その過失が出生した子の障害を直接ひきおこしているわけではありません。医師の過失がなければ、原告の子がおかれたであろう非出生かつ非存在のほうで、医師の過失によりもたらされた障害ある出生かつ存在（生命）よりもより望ましいかということ、これは意見のわかれるところだろうと思います。

わたしはロングフルライフ訴訟における論法をみとめるべきではないと考えます。出生前診断を業とするわれわれは、今後この裁判を注視していきたいと思います。

ご感想ご意見などがありましたらぜひメールでお聞かせください
アドレスは murotsuki@yahoo.co.jp をつけたものです

[遺伝子の時代と遺伝カウンセリングに戻る](#)

[室月研究室ホームページトップに戻る](#)

[フロントページに戻る](#)

カウンタ 31 （2014 年 4 月 18 日より）